

## 横浜市住居表示審議会からの答申について

平成21年12月3日に、横浜市住居表示に関する条例に「住居表示台帳等の写しの交付及びその申請方法」、「住居表示台帳等の写しの交付に係る手数料の徴収」について規定することについて、横浜市住居表示審議会から市長に答申がなされました。

### 1 答申までの経緯

#### (1) 現状

住居表示台帳等は、ここ数年、情報公開制度により、特定の事業者から営利目的と思われる大量の写しの交付請求が定例的に行われています。

#### (2) 平成21年7月23日

横浜市情報公開・個人情報保護審査会から市長へ意見書「行政文書開示請求権の適正な利用について」が提出

[内容] 営利目的と思われる請求の対象として定例化している行政文書については、当該行政文書の写しの交付手続を情報公開制度とは別の制度として定めることを検討することが望ましい

#### (3) 平成21年11月24日

市長から住居表示に関する条例に「住居表示台帳等の写しの交付及びその申請方法」、「住居表示台帳等の写しの交付に係る手数料の徴収」について規定することを審議会へ諮問

#### (4) 平成21年12月3日

答申

### 2 答申の概要

**(1) 住居表示台帳等の写しの交付及びその申請方法については、「住居表示に関する条例」に規定することが妥当である。**

住居表示台帳等は、情報公開制度により開示請求が提出され、その写しが交付されている。これは、「住居表示に関する法律」に規定されているのが閲覧のみであり、写しの交付については規定がないためと考えられる。

住居表示台帳等の閲覧から写しの交付及びその申請方法については、「住居表示に関する条例」に一連の規定を設けることにより、市民の分かりやすさや利便性の向上につなげることができるので、これらに係る規定を同条例に設けることが妥当である。

**(2) 住居表示台帳等の写しの交付にあたって、手数料を徴収することは妥当である。**

住居表示台帳等の写しの交付については、受益者負担の観点から、請求者に応分の負担を手数料として求めることが妥当である。

### 3 今後の対応

答申の内容を尊重し、条例改正案を平成22年市会第1回定例会へ上程するよう準備を進めます。

### 4 答申

別紙のとおり

#### 【参考】横浜市住居表示審議会 委員

氏 名	職 名
◎ 小 玉 敏 子	関東学院女子短期大学名誉教授
○ 岡 野 誠 一	横浜市商店街総連合会会長
間 部 俊 明	弁護士
稲 葉 晃 一	横浜商工会議所常議員
岸 上 興 一 郎	地名研究家
成 田 哲 雄	土地家屋調査士
保 科 淳 子	横浜市消費生活推進員
相 原 信 行	横浜市町内会連合会副会長
藤 井 烈	横浜地方法務局不動産登記部門首席登記官
上 平 充	郵便事業株式会社 横浜支店長
佐 藤 信 晶	神奈川県警察横浜市警察部長

(◎は会長、○は副会長)

# 住居表示台帳等の写しの交付手続きについて

答申

平成21年12月  
横浜市住居表示審議会

## 答申にあたって

住居表示台帳及び関係資料（以下、「住居表示台帳等」という。）については、ここ数年、情報公開制度により、特定の事業者から営利目的と思われる大量の写しの交付請求が定例的に行われています。このため、所管課では事務改善を図りつつ、当該請求への対応を行っているとのことです。

一方で、情報公開制度に関して、「横浜市情報公開・個人情報保護審査会」は、平成21年7月に意見書「行政文書開示請求権の適正な利用について」を提出しました。意見書では、営利目的と思われる請求の対象として定例化している行政文書については、当該行政文書の写しの交付手続を情報公開制度とは別の制度として定めることを検討することが望ましいとしています。

この意見書を受け、今後の住居表示台帳等の写しの取扱について市長から諮問を受けました。

そこで、当審議会で検討を行い、審議会としての検討結果が得られましたので、答申します。

なお、住居表示台帳等の写しの交付にあたっては、個人情報の取扱いに十分注意してください。また、住居表示の実施にあたっては、引き続き、当該地区の関係人や公的機関等に対して十分な情報提供をお願いします。

平成21年12月3日

横浜市住居表示審議会  
会 長 小 玉 敏 子

## 目 次

住居表示台帳等の写しの交付手続きについて（答申）・・・・・・・・・・ 1

### 資 料

1 諮問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2 横浜市住居表示審議会 委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

3 審議の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

4 横浜市住居表示に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

## 住居表示台帳等の写しの交付手続きについて（答申）

### 1 住居表示台帳等の写しの交付及びその申請方法について

住居表示台帳等の写しの交付及びその申請方法については、「住居表示に関する条例」に規定することが妥当である。

住居表示台帳等は、従来、情報公開制度により開示請求が提出され、その写しが交付されている。これは、「住居表示に関する法律」に規定されているのが住居表示台帳の閲覧のみであり、写しの交付については規定がないために、情報公開制度が利用されていると考えられる。

住居表示台帳等の閲覧から写しの交付及びその申請方法については、「住居表示に関する条例」に一連の規定を設けることにより、市民の分かりやすさや利便性の向上につながるができる。そこで、これらに係る規定を同条例に設けることが妥当である。

### 2 住居表示台帳等の写しの交付に係る手数料の徴収について

住居表示台帳等の写しの交付にあたって、手数料を徴収することは妥当である。

住居表示台帳等の写しの交付については、受益者負担の観点から、請求者に応分の負担を手数料として求めることが妥当である。その額については、他の行政文書の写しの交付等の例にならって決定されたい。

なお、住居表示台帳等の閲覧については、従前どおりの扱いとされたい。

市 窓 第 1 3 2 2 号  
平成 2 1 年 1 1 月 2 4 日

横浜市住居表示審議会会長あて

横浜市長 林 文子

### 住居表示台帳等の写しの交付手続きについて（諮問）

本市では、市政に関して市民に説明する責務を全うし、公正で民主的な市政を推進するため、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」により、情報公開を推進しています。しかし、近年、情報公開制度の趣旨に反するような請求が繰り返し行われていることから、「横浜市情報公開・個人情報保護審査会」では、平成 2 1 年 7 月に意見書「行政文書開示請求権の適正な利用について（意見）」を提出しています。

意見書では、「特定の事業者から特定の行政文書について営利目的と思われる大量請求がなされ、実施機関がその対応に苦慮している事例も見受けられる」とし、これらの行政文書のうち定例的に請求がある文書については、「情報提供への移行や当該行政文書の写しの交付の手續を情報公開制度とは別の制度として定めることにより、情報公開条例の適用外とすることを積極的に検討することが望ましい」としています。

住居表示台帳及び関係資料については、ここ数年、情報公開制度により、特定の事業者から営利目的と思われる大量請求が定例的に行われており、検討が必要であると考えております。

これらの状況を勘案し、「横浜市住居表示審議会条例」第 2 条第 4 項の規定に基づき、「横浜市住居表示に関する条例」に次の事項を規定することについて諮問します。

- 1 住居表示台帳等の写しの交付及びその申請方法について
- 2 住居表示台帳等の写しの交付に係る手数料の徴収について

担当 市民活力推進局区政支援部  
窓口サービス課 田島  
電 話 0 4 5 - 6 7 1 - 2 3 1 0  
F A X 0 4 5 - 6 6 4 - 5 2 9 5

## 横浜市住居表示審議会 委員名簿

区 分	氏 名	摘 要
学識経験のある者	間 部 俊 明	弁護士
	稲 葉 晃 一	横浜商工会議所常議員
	岸 上 興 一 郎	地名研究家
	◎ 小 玉 敏 子	関東学院女子短期大学名誉教授
	成 田 哲 雄	土地家屋調査士
地域住民組織の 代表者	保 科 淳 子	横浜市消費生活推進員
	○ 岡 野 誠 一	横浜市商店街総連合会会長
	相 原 信 行	横浜市町内会連合会副会長
関係行政機関及び 公共的団体の職員	藤 井 烈	横浜地方法務局不動産登記部門首席登記官
	上 平 充	郵便事業株式会社 横浜支店長
	佐 藤 信 晶	神奈川県警察横浜市警察部長

(◎は会長、○は副会長)

## 審議の経過

	開催日	審議内容
平成21年度第1回 住居表示審議会	平成21年11月24日	<ul style="list-style-type: none"><li>・住居表示台帳等の写しの交付及びその申請方法について</li><li>・住居表示台帳等の写しの交付に係る手数料の徴収について</li></ul>

## ○横浜市住居表示に関する条例

昭和 39 年 9 月 30 日  
条例第 95 号

横浜市住居表示に関する条例をここに公布する。

### 横浜市住居表示に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、住居表示に関する法律(昭和 37 年法律第 119 号。以下「法」という。)第 4 条及び第 8 条第 2 項の規定に基づき、住居表示に関して必要な事項を定めるものとする。

(街区の変更等)

第 2 条 市長は、街区の区域を新たに画し、もしくはこれを廃止し、または街区の区域もしくはその街区符号を変更し、または廃止するときは、その旨及び実施または廃止期日を告示するとともに、関係人に通知するものとする。

(住居番号の変更届)

第 3 条 住居表示を必要とする建物として規則で定める物(以下「建築物」という。)を新築し、移転し、除去し、滅失し、または建築物の主要な出入口もしくはそれへの通路を新たに設け、もしくは変更し、または廃止した場合には、当該建築物の所有者、管理者または占有者(以下「建築物の所有者等」という。)は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、建築物の所有者等は、当該建築物に住居番号をつけ、もしくは従来の住居番号を変更し、または廃止する必要を生じたときは、市長にその旨を申し出ることができる。
- 3 市長は、第 1 項の届け出もしくは前項の申し出があつたとき、または市長において住居番号をつけ、もしくは変更し、または廃止する必要があると認めるときは、すみやかに必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、住居番号をつけ、もしくは変更し、また廃止したときは、直ちに関係人に通知しなければならない。

(住居番号の表示)

第 4 条 建築物の所有者等は、市長が別に定める場合を除くほか、次の各号に定めるところにより、住居番号を通行人から見やすい場所に表示しておかなければならない。

- (1) 建築物の主要な出入口が道路に接している場合は、当該出入口付近
  - (2) 建築物の主要な出入口が道路から離れている場合にあつては、当該建築物から道路へ通ずる主要な通路が道路に接する付近
  - (3) 建物の区分所有等に関する法律(昭和 37 年法律第 69 号)の適用のある建築物にあつては、前各号によるもののほか、各戸の主要な出入口付近及び各戸の主要な戸口付近
- 2 前項の表示の様式は、規則で定める。

(勧告)

第5条 市長は、前条の規定による義務を怠る者に対しては、その義務を履行するように勧告することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、住居表示に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和39年12月規則第143号により、昭和40年1月1日から施行)